

国立大学法人東京海洋大学職員就業規則

		平成16年4月1日	
改正	平成17年 4月 1日	海洋大規第 13号	
改正	平成18年 7月20日	海洋大規第 288号	
改正	平成18年 9月27日	海洋大規第288-2号	
改正	平成18年 9月27日	海洋大規第288-3号	
改正	平成22年 1月18日	海洋大規第 8号	
改正	平成22年 3月24日	海洋大規第 55号	
改正	平成22年10月 8日	海洋大規第 76号	
改正	平成24年12月14日	海洋大規第 138号	
改正	平成25年 3月29日	海洋大規第 22号	
改正	平成27年 3月 3日	海洋大規第 41号	
改正	平成28年 3月30日	海洋大規第 151号	
改正	平成28年12月16日	海洋大規第 191号	
改正	平成29年 6月23日	海洋大規第 215号	
改正	令和 2年 3月13日	海洋大規第 43号	
改正	令和 4年 3月16日	海洋大規第 35号	
改正	令和 5年 1月20日	海洋大規第 1号	
改正	令和 5年 1月30日	海洋大規第 12号	
改正	令和 6年 1月31日	海洋大規第 18号	

目次

第1章	総則（第1条－第5条）
第2章	採用・退職及び分限
第1節	採用（第6条－第13条）
第2節	退職、休職等（第14条－第25条の3）
第3節	定年（第26条－第26条の3）
第3章	給与（第27条）
第4章	能率
第1節	研修（第28条）
第2節	勤務評定（第29条）
第5章	女性（第30条・第31条）
第6章	表彰及び懲戒（第32条－第35条）
第7章	服務
第1節	服務（第36条－第49条）
第2節	勤務条件（第50条・第50条の2）
第8章	福利厚生等
第1節	安全衛生及び健康管理（第51条）
第2節	災害補償（第52条・第52条の2）
第3節	社会保険（第53条）
第9章	退職手当（第54条）
第10章	職務発明等（第54条の2）
第11章	補則（第55条）
附則	

第1章 総則

（目的）

- 第1条 この規則は、国立大学法人東京海洋大学（以下「本学」という。）が真に学生のためとなる教育と多様な研究の発展を図るとともに、社会に貢献する個性輝く大学として教育、研究、及び大学運営の諸活動が秩序をもって自律的に、自由闊達に行えるようにするため、大学に勤務する職員の勤務条件等について定めることを目的とする。
- 2 大学は、教育・研究を担うという大学職員の職務の特殊性に鑑み、職員の立場を尊重し、適正な教育・研究環境の実現と職員の労働条件の充実に努めるものとする。

（法令との関係）

- 第2条 職員の就業に関し、労働基準法（昭和22年法律第49号。以下「労基法」という。）及びその他関係法令にこの規則に定められていない事項の

あるとき、若しくはこの規則と異なる定めのあるときは、労基法及びその他関係法令の定めるところによる。

(職員の定義)

第3条 この規則において職員とは、第6条の規定により本学に採用された者をいう。

(適用範囲)

第4条 この規則は、前条の職員に適用する。ただし、非常勤職員の就業について東京海洋大学非常勤職員就業規則（平成16年海洋大規第31号）の定めるところによる。

2 本学に常時勤務する教員（教授、准教授、専任講師、助教及び助手をいう。以下同じ。）、リサーチ・アドミニストレーター及び船員の就業については、国立大学法人東京海洋大学教員任用等規則（平成16年海洋大規第16号）、国立大学法人東京海洋大学リサーチ・アドミニストレーターの職務等に関する規則（令和5年海洋大規第11号）及び国立大学法人東京海洋大学船員就業規則（平成24年4月1日海洋大規第96号）に別段の定めがあるときは、その定めによる。

(遵守遂行)

第5条 本学及び職員は、それぞれの立場でこの規則を誠実に遵守し、その実行に努めなければならない。

第2章 採用・退職及び分限

第1節 採用

(採用)

第6条 職員の採用は、試験その他適切な方法により行うものとする。

(昇任)

第7条 職員の昇任は、選考により行うものとする。

2 前項の選考は、その職員の勤務成績及びその他の能力の評定に基づいて行う。

(試用期間)

第8条 職員の採用又は昇任は、試用期間を設けるものとし、その職員が、その職において特別な場合を除き6月の期間を勤務し、その間の勤務実績が不良の場合を除き正式採用となるものとする。ただし、学長が特に必要と認めたときは、当該期間を短縮し、又は設けないことがある。

2 試用期間は在職期間に通算する。

(任期付採用)

第9条 学長は、雇用の期間を定めて職員を採用することができる。

(労働条件の明示)

第10条 学長は、労基法第15条の規定により、職員の採用に際しては、あらかじめ次の事項を文書で交付する。

- (1) 雇用契約の期間に関する事項
- (2) 試用期間に関する事項
- (3) 就業の場所及び従事する業務に関する事項
- (4) 始業及び終業の時刻、所定勤務時間を超える勤務の有無、休憩時間、休日並びに休暇に関する事項
- (5) 給与に関する事項
- (6) 退職に関する事項

(届出事項)

第11条 職員に採用された者は、次の各号に掲げる書類を学長に提出しなければならない。ただし、人事交流により國の機関、他の国立大学法人又はこれに準ずる機関から引き続き本学の職員となった者は、書類の提出を省略することができる。

- (1) 履歴書
- (2) 学歴に関する証明書
- (3) 住民票記載事項証明書
- (4) その他学長が必要と認める書類

2 職員は、前項各号の書類の記載事項に異動があった場合は、その旨を、必要な書類を添えて、速やかに学長に届け出なければならない。

(配置換等)

第12条 職員は、業務上の都合により合理的かつ正当な理由がなければ配置換、出向又はその他の命令を受けることはない。

2 職員の出向に関しては、国立大学法人東京海洋大学職員出向規則（平成16年海洋大規第18号）に定めるところによる。

3 職員は、正当な理由がない限り第1項の命令を拒むことができない。

(赴任)

第13条 赴任の命令を受けた職員は、その辞令を受けた日から、次に掲げる期間内に赴任しなければならない。ただし、やむを得ない理由により定められた期間内に新任地に赴任できないときは、新任地の上司の承認を得なければならない。

- (1) 住居移転を伴わない赴任の場合 即日
- (2) 住居移転を伴う赴任の場合 7日以内

第2節 退職、休職等

(退職)

第14条 職員が次の各号のいずれかに該当した場合は退職とし、職員としての身分を失う。

- (1) 第9条の規定により採用された任期付職員の雇用期間が満了した場合
- (2) 第15条の規定により辞職の承認を得た場合
- (3) 第16条の規定により解雇となった場合
- (4) 第26条の規定に基づく定年により退職した場合
- (5) 第34条第4号の規定により諭旨解雇、又は同条第5号の規定により懲戒解雇された場合
- (6) 死亡した場合

(辞職)

第15条 職員は、辞職しようとする場合においては、辞職を予定する日の30日前までに書面をもって学長に申し出て、その承認を得なければならない。

2 学長は、職員から前項の申出があったときは、特に支障のない限り、これを承認するものとする。

3 職員は、辞職を申し出た後においても、前項の学長の承認があるまでは、引き続き勤務をしなければならない。

(解雇)

第16条 職員が、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、解雇する。

- (1) 削除
 - (2) 禁錮以上の刑（執行猶予が付された場合を除く。）に処せられた場合
- 2 職員は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、解雇されることがある。
- (1) 著しく勤務実績がよくない場合

(2) 心身の故障のため、勤務の遂行に著しく支障があり、又はこれに堪えない場合

(3) 第23条第2項の規定にかかわらず、休職期間が満了しても復職できない場合

(4) その他その職に必要な適格性を欠く場合

(5) 組織の改廃又は予算の減少により廃職を生じた場合

3 採用による試用期間中の職員は、前項第4号に掲げる事由に該当する場合又は勤務実績の不良なこと、心身に故障があることその他の事実に基づいてその職に引き続き雇用しておくことが適当でないと認める場合には、その意に反して解雇されることがある。

(解雇制限)

第17条 前条第2項及び第3項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する期間は解雇しない。ただし、第1号の場合において療養開始後3年を経過しても負傷又は疾病がなおらず労基法第81条の規定により打切補償を支払う場合は、この限りでない。

(1) 業務上負傷し、又は疾病にかかり療養のため休業する期間及びその後30日間

(2) 産前産後の女性職員が労基法第65条の規定により休業する期間及びその後30日間

(解雇予告)

第18条 第16条第2項の規定による解雇は、少なくとも30日前に当該職員に予告をするか、又は労基法第12条に規定する平均賃金の30日分の解雇予告手当を支払う。ただし、試用期間中の職員（14日を超えて引き続き雇用された者を除く。）を解雇する場合又は所轄労働基準監督署長の認定を受けた場合はこの限りでない。

(退職証明書)

第19条 学長は、離職した者から労基法第22条に定める退職証明書の交付の請求があった場合は、遅滞なくこれ交付する。

2 前項の証明書に記載する事項は次のとおりとする。

(1) 雇用期間

(2) 業務の種類

(3) その事業における地位

(4) 給与

(5) 離職の事由（免職の場合は、その理由）

3 証明書には前項の事項のうち、離職した者が請求した事項のみを証明するものとする。

(降任)

第20条 職員は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、降任されることがある。

(1) 勤務実績がよくない場合

(2) 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合

(3) その他その職に必要な適格性を欠く場合

(4) 組織の改廃又は予算の減少により廃職を生じた場合

2 採用による試用期間中の職員は、前項第4号に掲げる事由に該当する場合又は勤務実績の不良なこと、心身に故障があることその他の事実に基づいてその職に引き続き雇用しておくことが適当でないと認める場合には、その意に反して降任されることがある。

(管理監督職勤務上限年齢による降任)

第20条の2 学長は、管理又は監督の地位（以下「管理監督職」という。）を占める職員（国立大学法人東京海洋大学職員給与規則（平成16年海洋大規第21号）第12条第1項に規定する特定管理職員をいい、第26条第1項第2号

及び第3号の職員を除く。) のうち、管理監督職勤務上限年齢に達している職員について、当該管理監督職勤務上限年齢に達した日の翌日以後における最初の4月1日(以下「異動日」という。)に、管理監督職以外の役職(以下「他の役職」という。)へ降任させるものとする。

2 前項の管理監督職勤務上限年齢は、60歳とする。

(管理監督職への採用等の制限)

第20条の3 学長は、採用し、昇任し、又は配置換しようとする管理監督職勤務上限年齢に達している者を、その者が当該管理監督職を占めているものとした場合における異動日以後、当該管理監督職に採用し、昇任し、又は配置換することができない。

(管理監督職勤務上限年齢による降任及び管理監督職への採用の制限の特例)

第20条の4 学長は、第20条の2に規定する他の役職への降任をすべき管理監督職を占める職員について、次に掲げる事由があると認める場合は、異動日から起算して1年単位で期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占めたまま勤務させることができる。

(1) 当該職員の職務の遂行上の特別の事情を勘案して、当該職員の他の役職への降任により業務の運営に著しい支障が生ずると認められる場合

(2) 当該職員の職務の特殊性を勘案して、当該職員の他の役職への降任により、当該管理監督職の欠員の補充が困難となり、業務の運営に著しい支障が生ずると認められる場合

2 学長は、前項の規定により期間延長をする場合は、あらかじめ職員の同意を得なければならない。

3 学長は、第1項及び第2項の規定により期間延長をした場合において、当該期間の末日の到来前に当該期間延長の事由が消滅したときは、他の役職へ降任させるものとする。

(希望降任)

第20条の5 学長は、第20条の2に規定するほか、管理監督職を占める職員以外の職員(第26条第1項第2号及び第3号の職員を除く。)が満60歳に達した日以後に降任を希望する場合には、降任させることがある。

2 前項の規定により降任の決定をした職員を降任させる時期は、原則として申出のあった日の属する年度の翌年度4月1日とする。ただし、特に必要と認められる場合は、この限りでない。

(休職)

第21条 職員(任期付職員及び採用による試用期間中の職員は除く。)は、次の各号のいずれかに該当する場合又はその他学長が定める場合において休職にされることがある。

(1) 心身の故障のため、長期の休養を要する場合

(2) 刑事事件で起訴され、職務遂行に支障をきたす場合

(3) 学校、研究所、病院その他学長の指定する公共的施設において、その職員の職務に関連があると認められる学術に関する事項の調査、研究若しくは指導に従事し、又は学長の指定する国際事情の調査等の業務に従事する場合

(4) 水難、火災その他の災害により、生死不明又は所在不明となった場合

(5) 大学の業務を離れて、労働組合の役員として専ら従事する場合

(6) 前5号以外で合理的な理由により学長が認めた場合

(休職の期間)

第22条 前条第1号の休職の期間は、休養を要する程度に応じ、3年を超えない範囲内で学長が定める。この場合において、復職後6月以内に再び同一傷病により休職を要する場合には、病気休暇期間を経ずに休職とし、前の休職期間と通算する。

- 2 前条第3号、第4号及び第6号の休職期間は必要に応じ、3年を超えない範囲内で学長が定める。
- 3 前2項の場合において、休職の期間が3年に満たないときは、休職した日から引き続き3年を超えない範囲内においてこれを更新することができる。
- 4 前条第2号の休職期間は、その事件が裁判所に係属する間とする。
- 5 前条第5号の休職期間は、必要に応じ、職員としての在職期間を通じて5年を超えない範囲内で学長が定める。

(復職)

第23条 休職中の職員の休職事由が消滅したときは、すみやかに復職させるものとする。

2 休職の期間が満了したときは、学長が確認したうえで復職させるものとする。

(育児休業等)

第24条 職員の育児休業、育児短時間及び育児時間については、国立大学法人東京海洋大学育児休業等規則（平成16年海洋大規第19号）の定めるところによる。

(介護休業等)

第25条 職員の介護休業、介護部分休業及び介護時間については、国立大学法人東京海洋大学介護休業等規則（平成16年海洋大規第20号）の定めるところによる。

2 職員の短期介護休暇については、国立大学法人東京海洋大学職員勤務時間、休日及び休暇等に関する規則（平成16年海洋大規第26号）の定めるところによる。

(自己啓発等休業)

第25条の2 職員の自己啓発等休業については、国立大学法人東京海洋大学職員自己啓発等休業に関する規則（平成22年海洋大規第14号）の定めるところによる。

(配偶者同行休業)

第25条の3 職員の配偶者同行休業については、国立大学法人東京海洋大学職員の配偶者同行休業に関する規則（平成28年海洋大規第150号）の定めるところによる。

第3節 定年

(定年による退職)

第26条 職員の定年は、次の各号の区分により定める年齢とし、当該定年に達した日以後における最初の3月31日（以下「定年退職日」という。）に退職するものとする。

- (1) 職員（第2号及び第3号の職員を除く。）65歳
- (2) 庁舎の監視に従事する職員 63歳
- (3) 教員 63歳

2 学長は、前項の規定にかかわらず、特に必要があると認める職員については、定年を別に定めることができる。

3 前2項の規定は、任期付職員には適用しない。

(再雇用)

第26条の2 前条の規定により退職した職員及び次条に規定する定年前再雇用を任期満了により退職した職員が、引き続き勤務することを希望している場合には、再雇用職員として雇用するものとする。ただし、第16条第1項及び第2項（第5号は除く。）の解雇事由に該当する場合はこの限りでない。

2 再雇用後の労働条件等については、国立大学法人東京海洋大学職員の再雇用に関する規則（平成18年海洋大規第359号）の定めるところによる。

（定年前再雇用）

第26条の3 学長は、60歳に達した日以後の最初の3月31日以後に第14条第2号の規定により退職した者（第26条第1項第2号及び第3号の職員及び任期付職員を除く。）を、退職した日の翌日に選考により、短時間勤務の職員として採用（以下「定年前再雇用」という。）することができる。

2 前項の規定により採用された職員（以下「定年前再雇用短時間勤務職員」という。）の労働条件等については、国立大学法人東京海洋大学定年前再雇用短時間勤務職員に関する規則（令和6年海洋大規第26号）の定めるところによる。

第3章 給与

（給与）

第27条 職員の給与については、国立大学法人東京海洋大学職員給与規則（平成16年海洋大規第21号）の定めるところによる。

第4章 能率

第1節 研修

（研修）

第28条 職員は、業務上必要あるため、研修に参加することを命ぜられた場合には、研修を受けなければならぬ。

2 職員の研修については、国立大学法人東京海洋大学職員研修規則（平成16年海洋大規第22号）の定めるところによる。

第2節 勤務評定

（勤務成績の評定）

第29条 学長は、職員の執務について定期的に勤務成績の評定を行い、その評定の結果に応じた措置を講じなければならない。

第5章 女性

（妊娠婦である女性職員等の就業制限）

第30条 妊娠中の女性職員及び産後1年を経過しない女性職員は、妊娠、出産、哺育等に有害な業務に就かせてはならない。

（妊娠婦である女性職員の業務軽減）

第31条 妊娠婦である女性職員が請求した場合には、その者の業務を軽減し、又は他の軽易な業務等に就かせなければならない。

第6章 表彰及び懲戒

（表彰）

第32条 職員の表彰については、国立大学法人東京海洋大学職員表彰規則（平成16年海洋大規第30号）の定めるところによる。

（懲戒）

第33条 職員が次の各号のいずれかに該当する場合においては、これに対し懲戒処分を行うことができる。なお、国立大学法人設置前の非違行為に係る懲戒処分についても同様とする。

- (1) この規則その他本学の定める諸規則及び法令に違反した場合
- (2) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合

(3) その他前各号に準ずる不都合な行為のあった場合

(懲戒の種類及び内容)

第34条 懲戒の種類及び内容は、次の各号の定めるところによる。

- (1) 戒告 その責任を確認し、将来を戒めるもの
- (2) 減給 1年以下の期間、1回の額が労基法第12条に規定する平均賃金の2分の1を限度として、若しくはその総額が一給与支払期間の給与総額の10分の1以内の額を上限として給与から減ずるもの
- (3) 停職 1年以下の期間、職員として身分を保有させたまま職務に従事させず、その間の給与を支給しないもの
- (4) 諭旨解雇 退職願の提出を勧告する。これに応じない場合には、30日前に予告して、若しくは30日以上の平均賃金を支払って解雇し、又は予告期間を設けないで即時に解雇とするもの
- (5) 懲戒解雇 予告期間を設けないで即時に解雇するもの

(訓告等)

第34条の2 第33条各号に該当する場合であつてその程度、状況等を考慮して懲戒処分を行うことが必ずしも適当でない場合についても、服務を厳正にし、規律を保持する必要があるときは、訓告、厳重注意を行う。

(損害賠償)

第35条 学長は、職員が故意又は重大な過失によって本学に損害を与えた場合においては、その損害の全部又は一部を賠償せざることがある。

2 前項の賠償責任は、退職した後といえども免れない。

第7章 服務

第1節 服務

(服務の根本基準)

第36条 職員は、職務上の責任を自覚し、誠実にかつ公正に職務を遂行しなければならない。

(法令及び職務上の指揮命令に従う義務)

第37条 職員は、法令、この規則及び本学の諸規則を遵守し、職務上の指揮命令によりその職務を遂行しなければならない。

(信用失墜行為の禁止)

第38条 職員は、その職の信用を傷つけ、又は本学職員全体の不名誉となるような行為をしてはならない。

(秘密を守る義務)

第39条 職員は、職務上知ることのできた秘密を漏らし、又は漏らそうとしてはならない。また、職務上知ることができた個人情報を正当な理由もなく漏らし、又は漏らそうとしてはならない。これらの行為は、その職を退いた後といえども同様とする。

2 職員は、法令による証人、鑑定人等となり、職務上の秘密に属する事項を発表するには、学長の許可を要する。

(通報者の保護)

第40条 大学内で行われた非違行為の事実を通報した職員は、通報したことにより、いかなる不利益も受けない。ただし、誹謗中傷を目的とした通報に関しては、この限りではない。

(職務に専念する義務)

第41条 職員は、本学の諸規則等の定める場合を除いては、その勤務時間をその職責遂行のために用い、本学がなすべき責を有する職務にのみ従事し

なければならない。

(職員の兼業)

第42条 職員は、学長の許可を受けた場合でなければ、兼業してはならない。

2 職員が学長の許可を受けて兼業する場合の必要な事項については、国立大学法人東京海洋大学職員兼業規則（平成16年海洋大規第23号）の定めるところによる。

(職員の倫理)

第43条 職員の倫理について遵守すべき職務に係る倫理原則及び倫理の保持を図るために必要な事項については、国立大学法人東京海洋大学職員倫理規則（平成16年海洋大規第24号）の定めるところによる。

(ハラスメント等に関する措置)

第44条 セクシュアル・ハラスメント及びアカデミック・ハラスメントの防止に関する措置については、国立大学法人東京海洋大学職員のハラスメント等の防止等に関する規則（平成16年海洋大規第25号）の定めるところによる。

(禁止行為及び届出義務)

第45条 職員は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 大学の信用を傷つけ、又は大学全体の不名誉となること。
- (2) 大学の規律及び秩序を乱すこと。
- (3) その他就業上不適切と認められること。

2 国立大学法人東京海洋大学職員懲戒規則（平成22年海洋大規第6号）以下「懲戒規則」という。）第4条第2項に定める国立大学法人東京海洋大学職員懲戒処分の指針（標準例）に該当する非違行為を起こした場合は、遅滞なく報告しなければならない。

(出勤)

第46条 職員は、定時までに出勤し、学長が定めた方法により出勤を証明しなければならない。

(出張)

第47条 職員は、職務上必要があるときは出張を命ぜられることがある。

2 前項の規定により出張を命ぜられた職員（以下「出張者」という。）は、出張期間、その他の出張に関し変更が生じた場合には、速やかにその旨を旅行命令権者に申し出て指示を受けなければならない。

3 出張者は、出張終了後速やかに所属長に報告しなければならない。

(旅費)

第48条 職員が出張する場合の旅費については、国立大学法人東京海洋大学旅費支給規則（平成16年海洋大規第47号）の定めるところによる。

(職員証明書の携帯)

第49条 職員は、職員証明書を携帯しなければならない。

第2節 勤務条件

(勤務時間、休日及び休暇)

第50条 職員の勤務時間、休日及び休暇については、国立大学法人東京海洋大学職員勤務時間、休日及び休暇に関する規則（平成16年海洋大規第26号）の定めるところによる。

(就業禁止等)

第50条の2 学長は、次の各号に掲げる事由による場合は、職員に就業の禁止を命ずることができる。

(1) 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第68条の規定により就業禁止とする場合

(2) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条の規定による感染症の拡大防止のため就業を禁止することが適当と認める場合

(3) 第33条の規定による懲戒の是非を検討する必要がある等により、その間、職員を出勤させることにより職場の秩序維持等に不都合がある場合

2 就業を禁止することを命ずることのできる期間は、1日単位として必要な期間とする。

3 第1項第1号及び第2号により就業禁止を命じられた期間は病気休暇として取扱い、同項第3号により就業禁止を命じられた期間は出勤したものとみなす。

4 第1項第3号により就業禁止を命ぜられた職員は、学長に対して不服を申し立てることができる。この場合、学長は、懲戒規則第5条又は第8条に定める調査委員会若しくは審査委員会、第17条又は第19条に定める事務職員等調査委員会若しくは事務職員等審査会が発足している場合は、当該委員会に意見を求めることができる。

第8章 福利厚生等

第1節 安全衛生及び健康管理

（安全衛生及び健康管理）

第51条 本学における職員の安全衛生及び健康管理については、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）に定めるほか、国立大学法人東京海洋大学職員安全衛生管理規則（平成16年海洋大規第27号）の定めるところによる。

第2節 災害補償

（災害補償）

第52条 職員の業務上の災害又は通勤による災害については、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の定めるところにより、同法の各補償を受ける。

（宿舎の貸与）

第52条の2 職員は、別に定める「国立大学法人東京海洋大学宿舎規則（平成16年海洋大規第52号）」により宿舎の貸与を受けることができる。

第3節 社会保険

（社会保険）

第53条 職員の共済については、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）及び国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法（昭和33年法律第129号）の定めるところによる。

2 前項の規定にかかわらず、国家公務員共済組合法その他の法令等により、国家公務員共済組合法が適用されない場合あるいはそれに相当する場合の社会保険については、雇用保険法（昭和49年法律第116号）及び厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）の定めるところによる。

第9章 退職手当

（退職手当）

第54条 職員の退職手当は、国立大学法人東京海洋大学職員退職手当規則（平成16年海洋大規第29号）の定めるところによる。

第10章 発明等

（発明等及び権利の帰属）

第54条の2 職員が職務上行った発明等及び権利の帰属に関する取扱いについては、別に定める。

第11章 補則

第55条 この規則の実施に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成17年海洋大規第288号）

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成18年海洋大規第288-2号）

この規則は、平成18年7月20日から施行する。

附 則（平成18年海洋大規第288-3号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成22年海洋大規第8号）

この規則は、平成22年1月18日から施行する。

附 則（平成22年海洋大規第55号）

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成22年海洋大規第76号）

この規則は、平成22年10月8日から施行する。

附 則（平成24年海洋大規第138号）

この規則は、平成24年12月14日から施行し、平成24年8月1日から適用する。

附 則（平成25年海洋大規第22号）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成27年海洋大規第41号）

この規則は、平成27年3月3日から施行する。

附 則（平成28年海洋大規第151号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年海洋大規第191号）

この規則は、平成29年1月1日から施行する。

附 則（平成29年海洋大規第215号）

（施行期日）

第1条 この規則は、平成29年9月1日から施行する。

（休職の期間に関する特例）

第2条 本学の労働関係の実態にかんがみ、労働関係の適正化を促進し、もって業務の能率的な運営に資するため、当分の間、第22条第5項中「5年」とあるのは、「7年」とする。

附 則（令和元年海洋大規第43号）

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和4年海洋大規第35号）

1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。

2 改正後の第22条第1項の規定は、施行日以後に復職した場合について、適用する。

附 則（令和5年海洋大規第1号）

この規則は、令和5年1月20日から施行し、令和4年10月1日から適用する。

附 則（令和5年海洋大規第12号）

この規則は、令和5年1月30日から施行する。

附 則（令和6年海洋大規第18号）

1 この規則は、令和6年1月31日から施行する。

- 2 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間における第26条第1項第1号の規定の適用については、同号中「65歳」とあるのは、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、右欄に掲げる年齢とする。

令和5年4月1日から令和7年3月31日まで	61歳
令和7年4月1日から令和9年3月31日まで	62歳
令和9年4月1日から令和11年3月31日まで	63歳
令和11年4月1日から令和13年3月31日まで	64歳